

令和4・5年度 渡良瀬川等・河川愛護モニター応募要綱

国土交通省渡良瀬川河川事務所

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しております。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募します。

1. 活動内容

モニターは、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1ヶ月に1度の定期と随時）する事が主な目的です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合。
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合。
- ③ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合。
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。

また上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

2. 活動範囲

- ・渡良瀬川 みどり市大間々町高津戸地先（高津戸橋下）～栃木市藤岡町藤岡地先（東武日光線橋上）
- ・桐生川 桐生市菱町地先（中里橋上800m）～渡良瀬川合流点
- ・旗川 佐野市村上町地先（高田橋上200m）～渡良瀬川合流点
- ・秋山川 佐野市大古屋地先（大古屋橋上）～渡良瀬川合流点
- ・矢場川 足利市県町地先（旭橋下）～渡良瀬川合流点
- ・多々良川 館林市日向地先（木戸堰）～矢場川合流点

なお、活動範囲については、上記河川を6ブロックに分け、その内の1ブロックを担当していただきます。（裏面「河川愛護モニター配置表」参照）

3. 応募資格

渡良瀬川等に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1.の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記2.に示す活動範囲の近隣に居住する方（渡良瀬川等の河川よりおおむね5km以内）。

4. 委嘱の方法と任期

渡良瀬川等河川愛護モニターは、国土交通省関東地方整備局長より委嘱させていただきます。任期は令和4年7月より2年間です。

5. 募集人員 6名（各ブロック毎に配置予定）

6. 手 当 実費程度（通信・連絡費程度）

7. 選考方法

選考は、渡良瀬川河川事務所に設ける選考委員会により以下のとおり実施します。

- （1）渡良瀬川等河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、河川の近く（担当河川から概ね5kmの範囲内）に在住する20歳以上の者として。
- （2）所用の人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画している方や新規応募者を優先とし、河川に接する機会・河川愛護への関心や地域構成等を勘案して選考させていただきます。
- （3）所要の人数の応募がない場合には、関東地方整備局長が選任致します。
- （4）選考結果は郵送にて応募者に通知します。

8. 応募方法

別添「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項を記入の上、令和4年5月20日までに、郵送またはファクスで応募先に送付下さい。6月中旬に選考結果を応募者あてに発送いたします。

令和4・5年度渡良瀬川等河川愛護モニターの委嘱状の交付及び説明会は、別途お知らせ致します。

9. 応募先

国土交通省 渡良瀬川河川事務所 管理課 河川愛護モニター担当

住 所：〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

電 話：0284-73-5557 F A X：0284-73-5571

令和4・5年度 河川愛護モニタ一配置表

事務所名：渡良瀬川河川事務所

利根川水系渡良瀬川

